

厳しい環境の中で

昭和50年度 一般会計 決算のあらまし

一般会計才入出決算

才入	2,311,721,814円	(予算に対する割合) 100.76%
才出	2,197,774,601円	(予算に対する割合) 95.79%
才入才出差引残金	113,947,213円	
実質収支	113,947,213円	
特別会計才入出決算		
(国民健康保険特別会計)		
才入	522,489,304円	(予算に対する割合) 90.41%
才出	507,800,224円	(予算に対する割合) 87.87%
才入才出差引残金	14,689,080円	
実質収支	14,689,080円	
(水道事業会計)		
収益的収入	183,988,222円	(予算に対する割合) 101.09%
収益的支出	173,759,307円	(予算に対する割合) 95.47%
才入才出差引残金	10,228,915円	
当年度純利益	10,228,915円	
資本的収入	31,820,000円	(予算に対する割合) 55.72%

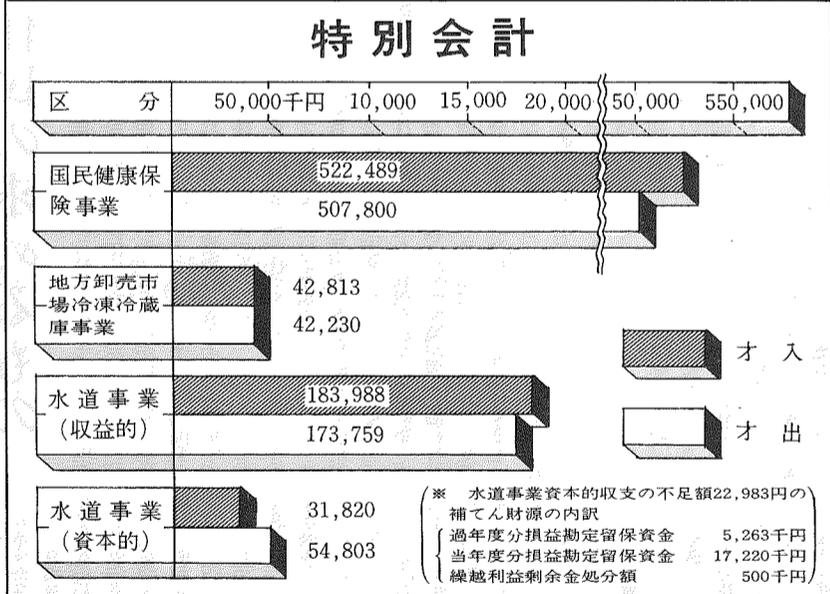
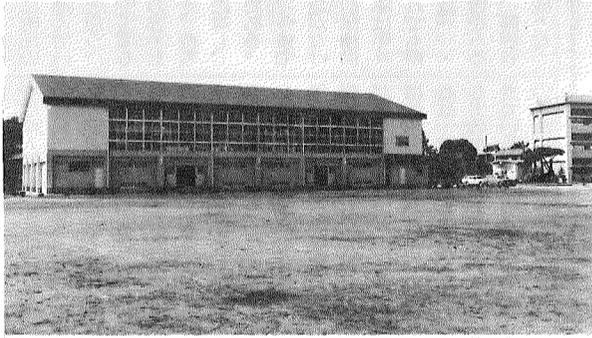
支本的支出	54,803,646円	(予算に対する割合) 95.96%
不足額	22,983,646円	
補てん財源	過年度分損益勘定留保資金 5,263,741円 当年度分損益勘定留保資金 17,219,905円 繰越利益剰余金処分額 500,000円	
(地方卸売市場冷凍冷蔵庫事業会計)		
収入	42,812,935円	(予算に対する割合) 98.69%
支出	42,229,468円	(予算に対する割合) 97.34%
収入支出残金	583,467円	
実質収支	583,467円	

(農業共済事業会計)		
才入	11,478,509円	(予算に対する割合) 67.11%
才出	9,270,174円	(予算に対する割合) 95.96%
才入才出差引残金	2,208,335円	
(東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会会計決算)		
才入	4,639,701円	(予算に対する割合) 100.02%
才出	4,053,883円	(予算に対する割合) 87.39%
才入才出差引残金	585,818円	
実質収支	585,818円	

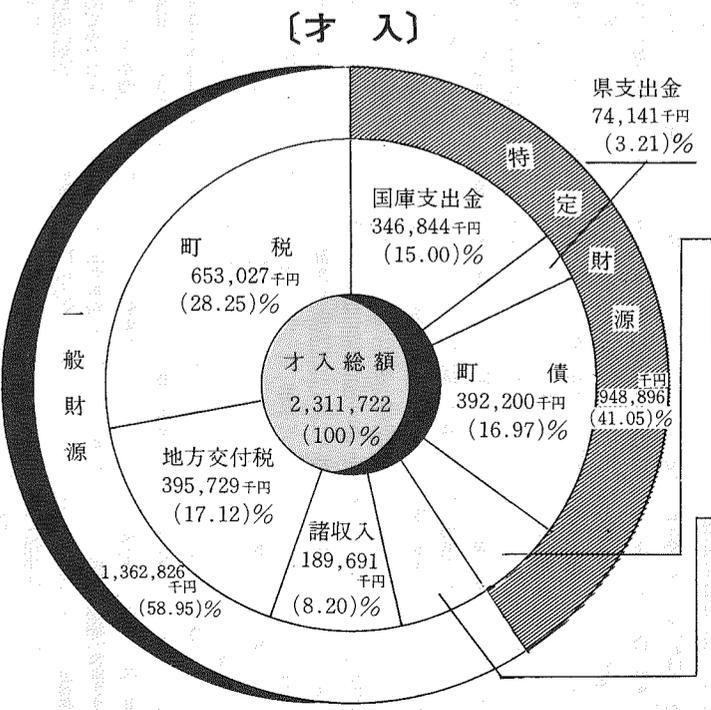
昭和五十年の予算編成時点における経済情勢は、御承知のとおり、四十八年のオイルショックの影響を受けた、四十九年のマイナス成長の環境のもとで編成されることになりました。こうした環境のもとでは、国・地方をとおしてその財源確保という事情には共通したものがあられ、全般的には新たな施策をとり入れる余裕は殆どない状況でありました。又、年度間ではこのような財政事情がより悪化し、当初予算に見込んだ才入の確保が国・地方ともに、税の落ち込みによって難しくなりました。国はこれらの事態に対し赤字国債を発行して対処すると同時に、地方団体に交付する地方交付税の落ち込みについても、国の責任において借入れ措置をするという事態が見込まれたことが厳しい財政環境が生じました。このような厳しい環境のもとでも、本町においては税の落ち込みもなく、さらには新たに創設された、原子力施設の所在町村に対する交付金制度の交付金を受けることが出来たことにより、建設事業も大きく伸ばすことが可能になりました。

当初、九一、七千円でスタートした予算も、年度間の追加需要により最終的には、二、二七八、七六八千円の予算規模になったわけですが、この執行については、普通建設事業が八七、九六千円で才出総額の三九、九％を占め、これを前年度と比較すると五九、二、五四八千円の増加で、二〇・八％も伸びていることがわかります。これは先程申し上げたように、電源立地促進対策交付金の収入率は二〇・七％となり、このなかには昭和五十一年度に、ゴルフ場から香附金として一億円入ることになった収入のうち、六〇、〇〇〇千円が前納されたことも収入率を高めたことにつながっています。

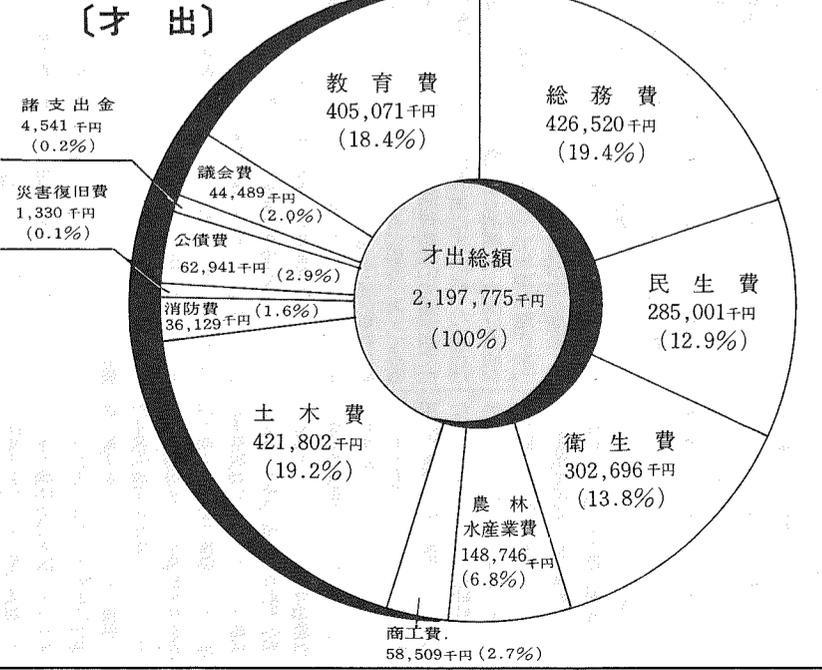
一方、才出は、一九七、七七五千円で、その執行率は九五・七九％です。これは、一般会計より総出を予定していた国民健康保険の、収支バランスが保持できたことが大きな原因ですが、その他経費の節減には特段の意を用いながら、執行にあたってきたこともまたその一つとなっています。こうして実質収支は、一三、九四七千円となりました。五十一年度以降についても経済の推移いかんによっては、なお厳しい財政環境になることを考慮し、今後の財政運営については一層効率的に対処出来る様、配慮してゆく積りです。

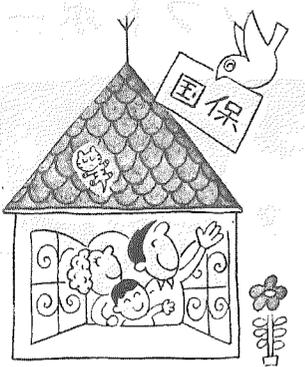


一般会計



使用料及び手数料	29,973	(1.30%)
分担金及び負担金	24,850	(1.07%)
財産収入	25,162	(1.09%)
寄附金	37,156	(1.61%)
繰入金	1,073	(0.05%)
諸収入	8,346	(0.36%)
繰越金	9,151	(0.39%)
地方譲与税	10,373	(0.45%)
娯楽施設利用税交付金	26,433	(1.14%)
自動車取得税交付金	10,891	(0.47%)
交通安全対策特別交付金	5,490	(0.24%)
使用料及び手数料	11,522	(0.50%)
財産収入	17,932	(0.78%)
繰越金	16,748	(0.72%)
寄附金	25,000	(1.08%)





国保だより

保険者(町)の仕事

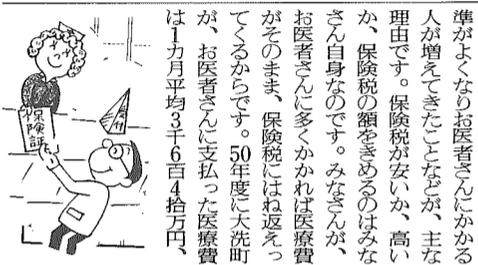
大洗町が国保の「保険者」となっており、次のようなことを行っています。国保事業を運営しています。が、保険者とはどんな仕事をしているのでしょうか。次にその主なものについて紹介してみます。

○保険税は
どのようにして
使われているので
しょうか。

みなさん(国保加入者)から徴収した保険税は、この4割に相当する国・県・町からの補助金に加わって国保事業運営の重要財源に

この10年間に納めた保険税と医療費の関係をグラフで見てみましょう。

医療費の伸びがこんなに大きいか、お判りになると思います。医療費がこのように増えるのは、医療費の値上げもありますが、それよりも医療費の中で老人医療費(老人は難かしい病気をいろいろかかっている)の占める割合が大きいためです。医学が進歩し高度の内容の治療や検査が、どんどん採用されるようになったこと、生活水準がよくなりお医者さんにかかる人が増えてきたことなどが、主な理由です。保険税が安いから、高いから、保険税の額をきめるのはみなさん自身なのです。みなさんが、お医者さんに多くかかれば医療費がそのまま、保険税には返さなくてはなりません。50年度に大洗町が、お医者さんに支払った医療費は1カ月平均3千6百4拾万円、

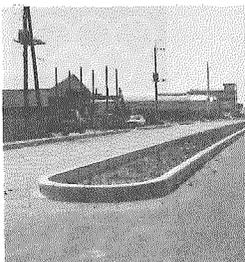


都市計画税

みんなの力で

都市づくり

都市計画法に基づいて行なう都市計画事業は都市衛生・街路・公園等の都市施設の整備を図ることによって、ひろく市街化区域内の土地及び家屋に対する利益を一般的に増大するために行なわれるものであります。そこで、これらの事業の施行により利益を受ける当該区域内の土地又は家屋の所有者



大洗町における都市計画事業は土地区画整理事業をはじめゴミ処理、尿処理、下水道、街路等の住民の日常生活に密着した行政計画に基づき進められてきています。画に基づき進められてきています。民の意思をくみ取りたいと願っています。

みなさんに払戻した高額療養費1カ月平均2百6拾万円でしたが、51年度に入り7月現在の医療費は1カ月平均4千2百5拾万円、高額医療費で1カ月平均4百7拾万円に急上昇しており国保財政を益々苦しめておられます。このまま医療費が急上昇すれば、来年度は保険税を大巾に上げないといけません。みなさんが納めている保険税が、有意義に使われるためにも、乱診乱療は、絶対に慎みたいものです。

○健康へのチェックポイント
健康増進のため次のことからはじめましょう。
(1)年令に応じた正しい栄養をとる
(2)毎日適当な運動をする
(3)レクリエーション、レジャーで気分転換をはかる
(4)十分に休養をとって疲れが翌日にのこらないようにする
(5)大洗町保健センターの健康診断は毎年必ず受け病気を早く発見して早く治すようにしましょう。

○高額医療費支給制度
8月1日より自己負担の限度額が、3万9千円に引上げられました。この制度は、同じ人が、同一のお医者さんにかかり、1カ月3万9千円以上支払った場合(7月までは3万円以上)3万9千円を超え、たまたま、1カ月医療費8万円を支払った場合、8万円から自己負担額3万9千円を差し引いた残額、4万1千円を、2カ月後、世帯主へ、払い戻します。

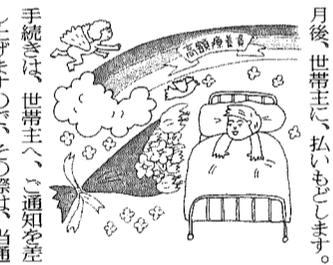
参加してみませんか

みんなで学ぶ青年教室へ

大洗町教育委員会主催による昭和五十一年度大洗町青年教室事業の開設にあたり、たまたま、受講生の募集を行なっております。
この教室は、地域の勤労青年(男女)のみならず、また、

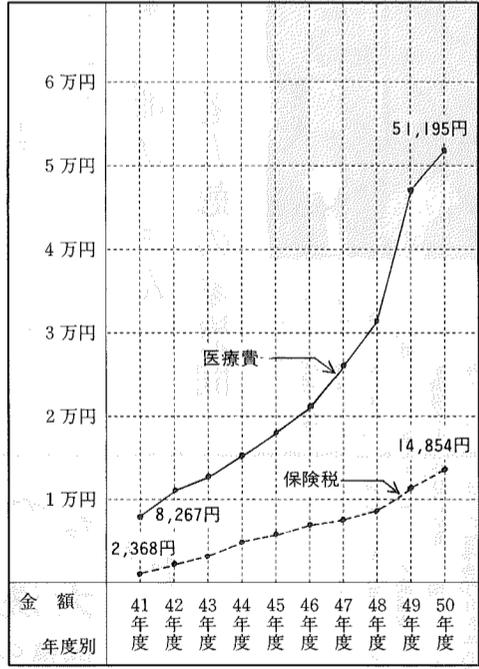


一 開設期間 昭和五十一年十月から昭和五十三年三月まで
二 開設場所 公民館、役場他
三 受講資格 町居住者(勤務者含む)で、中学校卒業以上二十歳未満の勤労青年男女五十名
四 申込方法 十月七日までに、大洗町教育委員会社会教育係(電話)五二一(一内線七二)へ申し込みください。
五 学習形態 全体学習・グループ別学習・講演・話し合い・趣味の講座・レクリエーション。
六 時間数 約十時間

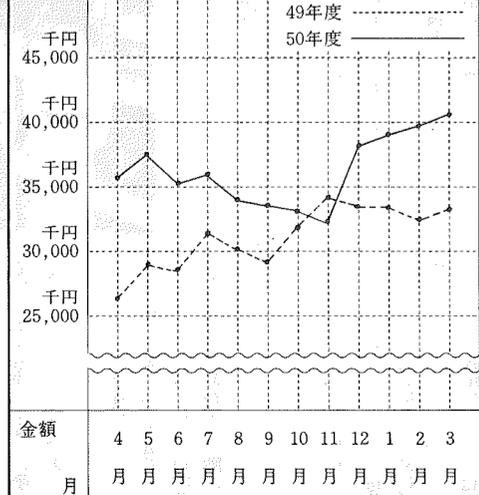


○健康へのチェックポイント
健康増進のため次のことからはじめましょう。
(1)年令に応じた正しい栄養をとる
(2)毎日適当な運動をする
(3)レクリエーション、レジャーで気分転換をはかる
(4)十分に休養をとって疲れが翌日にのこらないようにする
(5)大洗町保健センターの健康診断は毎年必ず受け病気を早く発見して早く治すようにしましょう。

医療費と保険税被保険者1人当たり十年間の推移 (第1表)



49・50年度月別保険者医療費支払額対比グラフ (第2表)



○健康へのチェックポイント
健康増進のため次のことからはじめましょう。
(1)年令に応じた正しい栄養をとる
(2)毎日適当な運動をする
(3)レクリエーション、レジャーで気分転換をはかる
(4)十分に休養をとって疲れが翌日にのこらないようにする
(5)大洗町保健センターの健康診断は毎年必ず受け病気を早く発見して早く治すようにしましょう。

老人福祉のため 身体障害者 三つの貸付制度を受付中

老人専用の部屋を作る方に資金を貸付します
一件 七十二万円
この制度は、六十歳以上の高令者と同居する世帯で、高令者の専用居室を増築、改築する際、自力では整備が困難な方に対し、七十二万円を限度に貸付するものです。
利率年七・五パーセント。
身障・老人の方に福祉 電話を貸付します
重度心身障害者(二級、二級)のおる家庭または一人暮らし老人の方で、日常生活の便のため特に電話を必要とし、経済上の理由で設置できない場合に、町が電話を貸付いたします。
この電話の架設費用は町が全額負担しますが、毎月の基本料金、

毎月八、六〇〇円づつ十年償還しては、四年前から実施しております。本年は更に新しく「ホームサイン」の貸付を実施いたします。
この制度は、六十歳以上の高令者と同居する世帯で、高令者の専用居室を増築、改築する際、自力では整備が困難な方に対し、七十二万円を限度に貸付するものです。
利率年七・五パーセント。
身障・老人の方に福祉 電話を貸付します
重度心身障害者(二級、二級)のおる家庭または一人暮らし老人の方で、日常生活の便のため特に電話を必要とし、経済上の理由で設置できない場合に、町が電話を貸付いたします。
この電話の架設費用は町が全額負担しますが、毎月の基本料金、

漁業者のみなさん

選挙人名簿を 確かめましょう!

毎年、9月1日現在で調整しておきます茨城県漁業調整委員会から、漁業者名簿が作成されました。委員選挙人名簿が作成されました。漁業者のみなさん、自分の名前が登録されているかどうか確かめましょう。(なほ、有資格者であることも、この選挙人名簿に登録されていると選挙のときに投票する権利が認められます。)

大洗町農業委員会委員 一般選挙のお知らせ

大洗町農業委員会委員の任期が11月2日に満了になりますので、次の日程により選挙が行われる予定です。
選挙期日の告示日 10月6日(水)
投票日 10月13日(水)
詳しくは大洗町選挙管理委員会(役場総務課内)へお問合せ下さい。

昭和51年度 社会福祉協議会総会開催

協議会組織の充実強化と 住民のしあわせをめざして

（六月二十九日、当町社会福祉協議会総会）が、大洗町商工会館会議室において開かれました。

この総会では、新年度の事業計画並びに一般会計予算と心配、特別会計予算及び低所得世帯緊急交付金特別交付金等について慎重な審議がなされましたが、原案通り可決され、昭和五十一年度へ向っての新しいスタートをきりました。

今年度の事業計画、並びに予算編成は、当町社会福祉協議会が、今後組織の充実強化をはかりながら、これまでの高度経済成長から低成長時代への移行という複雑な社会情勢のなかで、年々高まりつつある住民のニーズ（必要性、問題意識）を十分とらえた真の住民福祉の推進という重点をおき作成しました。社会的に恵まれない人たちの各種援助活動をはじめとし、子どもの健全育成から老年者の幸せに至るまでの、きめ細かな福祉施策をすすめていく方針で

今後とも町民の皆さまの温かいご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

なお当町社会福祉協議会には次の方々が役員として運営にあたっております。

理事長	飛田 龍一
理事	米川 賢一
理事	吉川 一郎
理事	岩瀬 次郎
理事	関市 郎
理事	米川 桑太郎
理事	重実 静枝
理事	大谷 巖
理事	山戸 福子
理事	橋本 永子
理事	神根 平吉
理事	坂本 實吉
監事	根上 吉
常務理事	小沼 磯次郎
副会長	田山 勇之助
会長	加藤 清

昭和51年度社協予算(概要)

収入の部		支出の部	
項目	金額	項目	金額
会費	1,000	総務費	1,746,000
共同募金分	1,094,403	事業費	2,822,000
町補助金	1,461,000	広報費	100,000
県社協交付金	669,400	児童福祉費	100,000
寄付金	1,100,000	老人福祉費	100,000
諸収入	33,000	母子福祉費	60,000
繰越金	360,816	心身障害福祉費	100,000
計	4,719,619	遺族援護費	50,000
		歳末助けあい配分金	1,100,000
		法外援護費	30,000
		世帯更生費	64,000
		福祉団体助成金	405,000
		その他	713,000
		予備費	151,619
		計	4,719,619

商店主の協力で撤去

雑誌自動販売機

青少年に好ましくない社会環境をみながら、健康で明るい青少年を育成することをねがう青少年育成会が、この四月より実施しております。青少年のための社会環境浄化県民運動については、町報、広報チラシ、或いは広報車による広報活動等により、既に存知のことと思います。

この運動は、青少年（小学校就学の始期から十八才に達するまでの者）（配偶者のある女子を除く）をとりまく社会環境の中で特に青少年の心理に悪い影響を及ぼすものが、やがやと非行要因の一つとなる青少年に有害な出版物（書籍、雑誌、週刊誌）や青少年に有害な広告物（看板、ポスター）を撤去していただくことを目的として実施しております。

この運動の中心は、当町内一帯に大型の雑誌自動販売機が設置された。販売している雑誌は、いずれも性を興味本位に扱った俗悪なもの、これを多感な青少年が購入し読み、友に見せる・・・青少年の心理に与える影響度ははかりしれないものがあります。

早速社会環境浄化運動の推進を中核的に行っている大洗町青少年相談員連絡協議会の活動が開始され、社会環境浄化県民運動の趣旨等を商店主へ説明するとともに運動に対する協力要請を行った結果、本運動に対し、ご理解を示され、積極的な協力によって、二店に設置されていた雑誌自動販売機は、夏季シーズンを迎える前に撤去されました。

このような明るい話題は、青少年育成関係者にとり商店主の方、町民のみならず、積極的な協力によって生まれるものであり、又運動の発展に大きな成果を収めることが出来るものと思っております。

関係者のみなさまに対し、深謝申し上げます。

本運動は今後とも青少年健全育成運動の一環として推進いたしますので、みなさまの協力を願うものとなります。



●青少年に有害と思われる出版物（雑誌、週刊誌）などは、「買わない」、「見せない」、「置かない」の三不運動を実践いたしましょう。

●青少年に有害と思われる広告物（成人映画ポスターなど）は、「出さない」、「貸さない」、「はらせない」の三不運動を実践いたしましょう。

●青少年に有害な環境の発見通報

●青少年のたまり場になりやすい場所は常に注意し（青少年の不良行為、不純行為、シンナー等の乱用、シンナー類等を不当に販売している事実、俗悪なテレビ番組など）青少年にとって有害と思われる社会環境を発見または、その事実を知ったときは、警察、青少年相談員、役場などへ通報してください。

作文 きみも・あなたも 論文 応募してみませんか

ただ今、青少年育成国民会議では、全国の青少年及び一般の方々から、作文・論文の募集を行なっております。応募方法等の概要は次のようになっておりますので、地域青少年及び一般のみならず、ふるって応募されましようお知らせいたします。

◎作品提出先 大洗町青少年育成会議（教育委員会事務局内）

◎作品締切日 昭和五十一年十一月二十日

◎留意事項・作品は一点に限り、たて書き、またはボールペンを使用してください。

◎作品の題名は住所氏名（ふりがな）、性別、生年月日、職業及び勤務先（在学中の者は学校名・学年）を書いてください。

★論文の部
★応募資格 満十六才以上の青年・一般（昭和五十一年十一月二十日現在）

★作品 四五百字詰原稿用紙五枚以内

★主題 「助け合い」または、「自由時間の中の私の生活」

★主 題 「青少年の育成を考えた」また「私のモットー」

◎申込場所 水戸土木事務所 外広告物条例の規定により屋外広告物を営む者は、知事に届け出る事になっており、また、その営業所に屋外広告物の講習会を修了した者を置くことになっております。これについては、屋外広告物に関する講習会を左記のとおり開催しますので、関係者は必ず受講されるようお知らせいたします。

屋外広告物に関する講習会の開催

◎申込期間 十月一日～十月十五日

◎日 時 十一月十日（水） 午前九時～午後四時
十一月十一日（木） 午前九時～午後三時

◎開催場所 水戸市梅香一の二の四 茨城県農協会館

◎申込期間 十月一日～十月十五日

結核健康診断と 血圧測定の実施

結核予防法により、国民は、一回結核健康診断を受けなければなりません。町では、左記により結核検診と血圧測定を実施しますので必ずその日の会場で受けられますようお知らせいたします。

なお、結核検診は、結核はもろん肺がんや心臓の病気等もわかります。

◎該当者 満十五才以上の者が町内に居住し、昭和五十一年四月一日以降胸部レントゲン検査を受けていない方。

（学校に在学中の方及び職場で定期的に毎年実施している方、結核患者、妊娠中の方は除きます。）

◎検査料 無料

◎検査の結果異常が認められた方に、一ヶ月以内に本人に通知します。

レントゲン日程表

月日	会場	時間	月日	会場	時間
9月28日(火)	亀屋商店前(祝町)	午前9.30~10.30	10月4日(月)	藤田豆腐店前(平戸橋)	午前9.30~10.30
	松ヶ丘住宅内(祝町)	午前10.45~11.30		天理教前(桜道)	午前10.45~11.30
	青柳商店前(東光台)	午後1.30~2.30		岡村整骨院前(桜道)	午後1.30~2.30
	いそや旅館前(大洗)	午後2.45~3.45		大洗観光ホテル前(髭釜町)	午後2.45~3.45
9月29日(水)	稲葉屋商店前(明神町)	午前9.30~10.30	10月5日(火)	レストラン大野屋前(寺釜)	午前9.30~10.30
	魚浅釣具店前(明神町)	午前10.45~11.30		小柳洋品店前(寺釜)	午前10.45~11.30
	第一消防団詰所前(一丁目)	午後1.30~2.30		福田屋米穀店前(寺釜)	午後1.30~2.30
	新和印刷所前(一丁目)	午後2.45~3.45		大洗町青年研修会館前	午後2.45~3.45
9月30日(木)	かんのさん前(二丁目)	午前9.30~10.30	10月6日(水)	大貫小学校前	午前9.30~10.30
	天松食堂前(仲町)	午前10.45~11.30		田山豆腐店前(上宿)	午前10.45~11.30
	大洗町保健センター前	午後1.30~2.30		坂場酸素工業所前(北清水)	午後1.30~2.30
	大洗町水道事務所前	午後2.45~3.45		諏訪神社前(南清水)	午後2.45~3.45
10月1日(金)	旧役場前	午前9.30~10.30	10月7日(木)	前原住宅内	午前9.30~10.30
	松屋米穀店前(新町)	午前10.45~11.30		原研住宅内	午前10.45~11.30
	日進旅館前(永町)	午後1.30~2.30		大洗町農協倉庫前	午後1.30~2.30
	豊後旅館前(永町)	午後2.45~3.45		関商店前(矢場)	午後2.45~3.45
10月2日(土)	伊藤陶器店前(永町)	午前9.30~10.30	10月8日(金)	第一消防団詰所下(神山)	午前9.30~10.30
	若宮旅館前(永町)	午前10.45~11.30		松川公民館前	午前10.45~11.30
	茨交バス停磯浜駅前前	午後1.30~2.30		岡野肥料店前(松川)	午後1.30~2.30
	稲葉支店前(堀割)	午後2.45~3.45			

戦傷病者の妻に対する 特別給付金(三十万円)支給

◎恩給法の特別項症から第五項症まで戦傷病者の妻が、第一回の特別給付金(十万円)を受け、昭和五十一年に償還が終了したもので、昭和五十一年に償還が終了したもので、昭和五十一年七月七日までの満州事変で、加恩給等を受けているものの戦傷病者の妻は継続して、特別給付金(額面三十万円、十年償還の国債)が支給されます。

◎昭和三十八年四月一日以降に戦傷病者と婚姻した妻及び同日以降に戦傷病者となった戦傷病者の妻で、戦傷病者が昭和四十八年四月一日において戦傷病給等を受給しているものについて、詳細については、役場都市計画課庶務係におたずね下さい。講習会に関する案内書を用意してあります。

◎祝電はお早めに！
一三・四日前がすいていきます！
結婚シーズンの大安日や、土曜日はお祝い電報で15番が大変です。早くから日ごりの分っているときは10日前から打てる「配達日時指定電報」をご利用下さい。

◎電話も家族の一員です！
電話マナーを身につけていただくために、現在「番サービス」を実施しています。料金は無料ですのでご利用下さい。

水戸(〇二九二) 一四一〇〇〇
一七〇〇〇〇

屋内配線の 無料定期検査

東京電力では、お客さまが安心して、電気をお使いいただけるよう、2ヶ年に1回、皆さまのお宅にお伺いして屋内配線（内線）の定期検査を実施しております。（この場合、検査料は全くいたしません。）

また、最近では電子レンジや冷暖房機器などを、ご使用になられるお客さまが増えておりますが、これらの大型機器は、正しい配線工事をしてお使いになってください。

ご疑問の点は、ご遠慮なくご照会ください。

東京電力(株)
水戸営業所 0292-25-1511
水戸サービスステーション 0292-21-4902